

JP-DRPの現状と改革

2006年11月24日

JPNIC

丸山直昌

JP-DRP

(JPドメイン名紛争処理方針)

- JPドメイン名について、登録者と商標権者などとの間に生じた争いを解決するための(一つの)仕組み
- 2000年7月19日制定、2000年10月19日より実施
- ICANN が1999年10月24日に制定したUDRP(Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)を参考にして作成
- 2006年10月までに41件の利用があった
- そろそろ見直しの時期か？

今日のプラン

- JP-DRPとは何のための制度か？
- どのような歴史的経緯でできたか
- その仕組みはどのようなものか
- JP-DRPの改訂案検討
- 今後の課題

何故この話題をここで取り上げるか？

- **DRPに関連する相談件数(最近5年間のJPRSが受けた電話相談123件中)**
 - JPRS指定事業者から 41
 - 法律事務所・弁護士 17
 - 特許事務所・弁理士 15
 - 登録者 12
 - 申立人 12
 - その他 3

何のための制度か？

- First-in first served(先願主義)
- サーバースクワッタティングの横行
- 商標権者の怒り

どのような歴史的経緯でできたか

- ドメイン名の先願主義
- 1994年頃からのサイバースクワッターの横行
- Webの発展と広告媒体としてのインターネットの価値
- 商標権を持つ巨大企業の反発
- IAHC(International Adhoc Committee) 1996年11月～1997年

どのような歴史的経緯でできたか (続き)

- gTLD-MoU
- WIPO Internet Domain Name Process(1998年10月 ~ 1999年4月)
- ICANN UDRP(1999年10月)
- JP-DRP(2000年7月)

サイバースクワッター

- ドメイン名と引換えに金銭を要求
- Webを使った営業妨害

その仕組みはどのようなものか

- FAQ(よく受ける質問)
 - 国の法律と裁判の仕組みで割りきれないのか？
 - 先願主義に徹すれば良いのではないか？

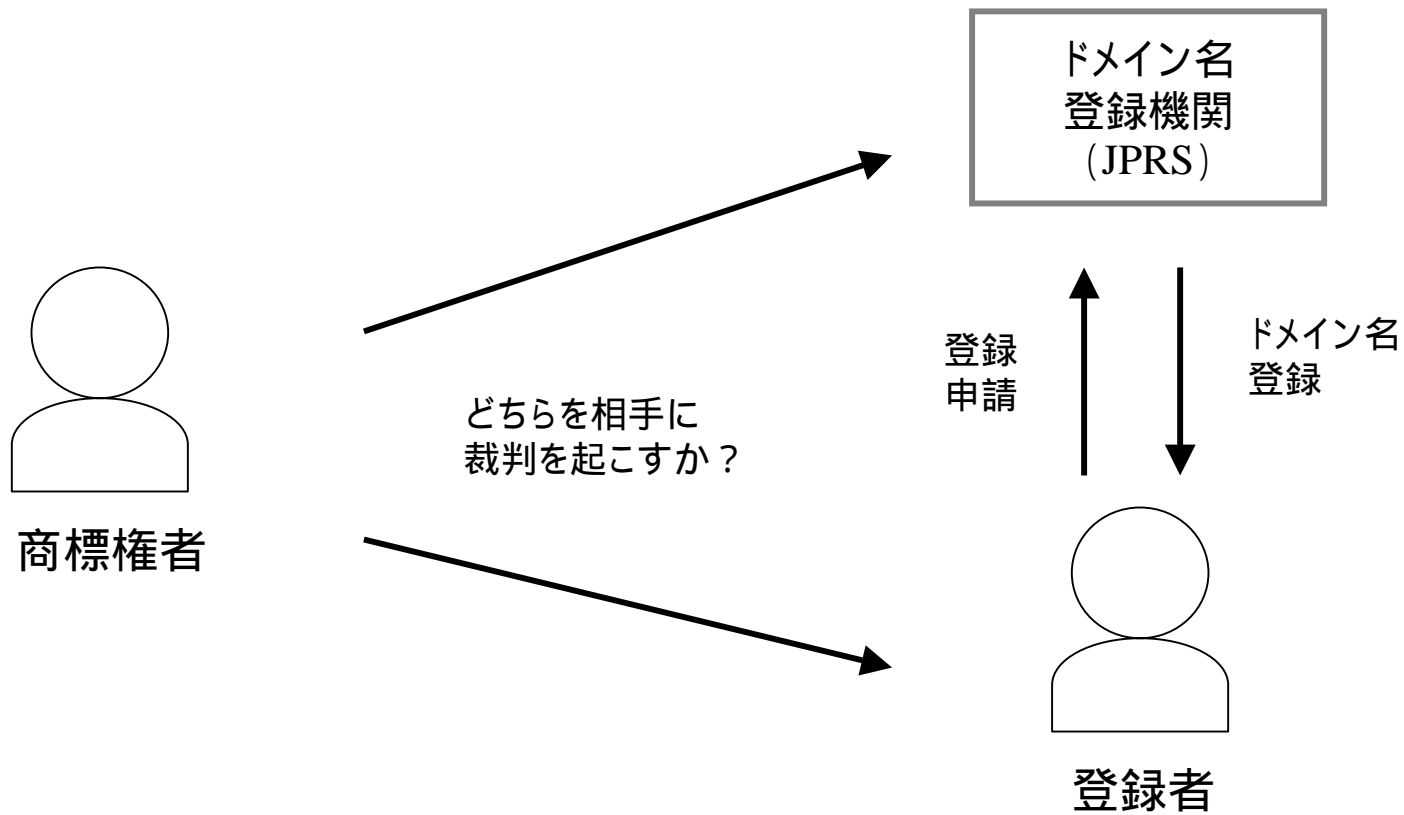
裁判の構造上の問題

- 登録者に対して「* *のドメイン名を使うな」、「* *のドメイン名の登録抹消(移転)をせよ」という判決なら出る。
- しかし、その判決通りに登録者が手続きを行う保証はない。
- ドメイン名の帰属という意味では、解決しない。

裁判の構造上の問題(続き)

- 登録機関に対する「* * のドメイン名を登録抹消(移転)せよ」という判決は出ない
- そのような判決が欲しければ、登録機関を被告とした裁判で、登録機関の責任を証明する必要があるが、成功した例は無かった(.comの登録を行っていたNSIは、その種の訴訟すべてに勝った)。

裁判の構造上の問題



既存の法の限界

- ドメイン名登録だけでは、商標の「使用」とは言えない
- 商標法や(当時の)不正競争防止法では、サイバースクワッターは排除しきれない
- 新たなルールが必要だった

新たなルール

- ドメイン名登録は民間組織が担っていた
- 紛争発生時の登録の取り扱いの基準だけを、登録規則とは別の法律にするのか？
- どうやっても誰かが新しいルールを作らなくてはいけなかった

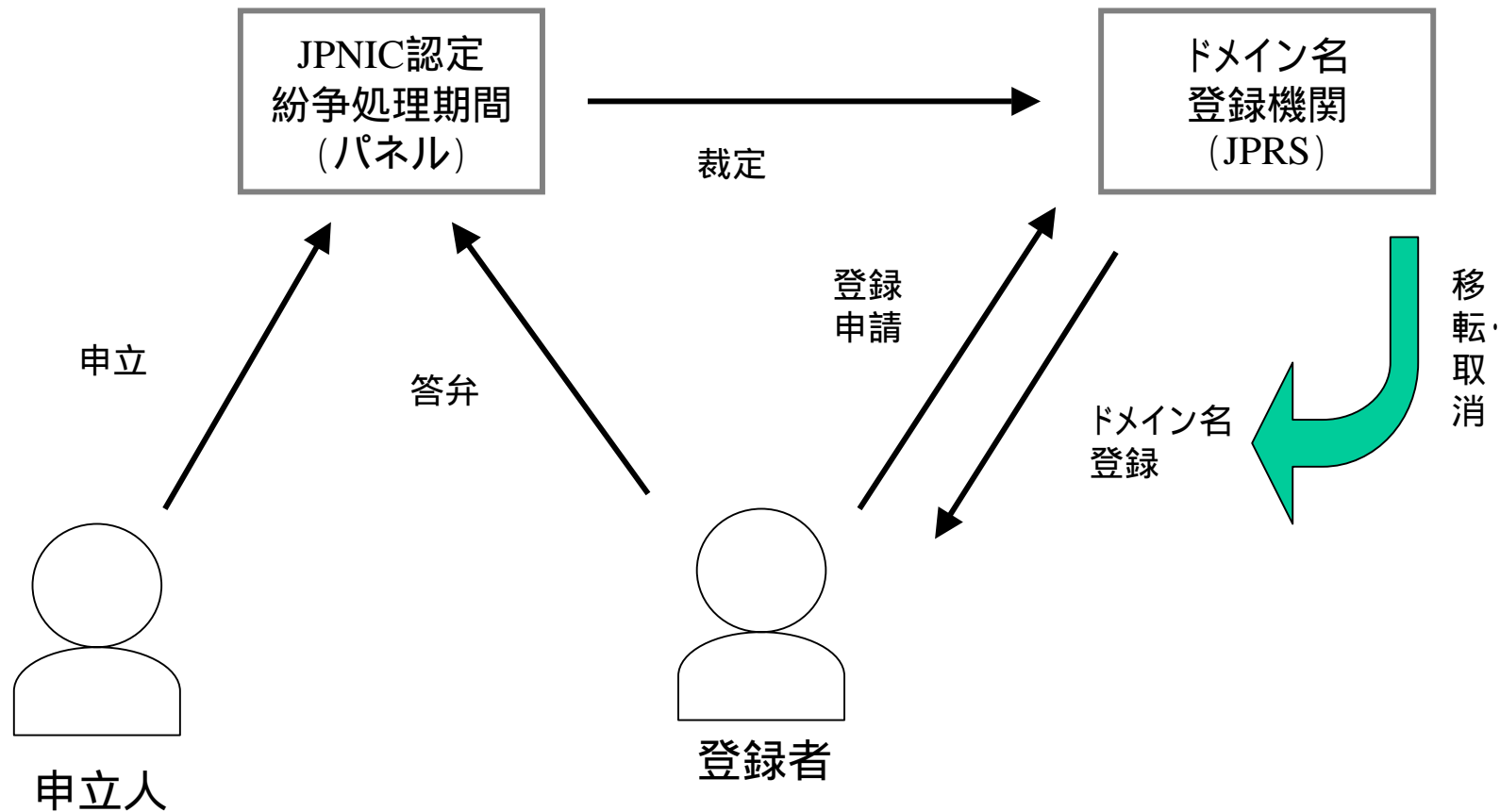
何が議論され、どのような案が 検討されたか

- サイバースクワッターの排除
- 著名商標の保護
- 商標権者にドメイン名登録の優先権を与える
- 事前審査制

議論の結果

- 先願主義を原則維持
- 「不正の目的」(bad faith)を持ったドメイン名使用から商標権者を守る(先願主義の例外)
- ドメイン名の帰属を決める手続きに限定

JP-DRPに基づく紛争処理の構造



JP-DRPの改訂案検討

- JP-DRP裁定例検討(2004、2005年度)
- JP-DRP検討委員会(2006年8月から)
- 来年1月頃改訂素案を作成し、一般からの意見募集(予定)
- 来年3月の理事会で改定承認

改訂の論点

(1)不正の目的の時点

JPDRP4条a(iii)

「登録者の当該ドメイン名が、不正の目的で
登録または使用されていること」

改訂の論点

(2)登録者の正当事由

JPDRP4条a(ii)の例示としてのc(i)

「登録者が、当該ドメイン名に係わる紛争に関し、第三者または紛争処理機関から通知を受ける前に、何ら不正の目的を有することなく、商品またはサービスの提供を行うために、当該ドメイン名またはこれに対応する名称を使用していたとき、または明らかにその使用の準備をしていたとき」

改訂の論点

(3)立証責任

[答申案(案)] 4条a 本文

「申立人は...申立書において主張しなければならない」

「申立人は...立証しなければならない」

改訂の論点

(4) 裁定文の公表と保管

- 現在裁定文の保管と公表は紛争処理機関の責任となっているが、これをJPNICの責任に変更する

今後の課題

- パネリスト研修
- 紛争処理機関の追加
- 相談窓口の開拓